

# 外来医療機能を担う意向の 確認結果について

令和6年(2024年)7月  
熊本県健康福祉部

## 第8次熊本県保健医療計画における施策の方向性

### 第2項 外来医療に係る医療提供体制の確保

- 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

(1)外来医療の  
分化・連携  
の推進



- ① 外来機能報告等の実施による、各地域の外来医療の見える化と地域での情報共有
- ② 外来医療全体に関する協議の実施、紹介受診重点医療機関の周知等
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなど、ICTを活用した取組みの推進
- ⑤ 県民への上手な医療のかかり方の普及啓発

(2)外来医療を  
担う医師の  
養成・確保



- ① 事業継承制度等の後継者確保対策の検討
- ② **初期救急や公衆衛生分野、在宅医療等に係る新規開業者への意向確認**
- ③ 熊本県地域医療連携ネットワークの構築により、診療所等を支える仕組み作り

## 熊本・上益城地域において協力の意向を確認する外来医療機能（案）

- ◆ 外来医療機能に関する熊本市WG（R1.11.18開催）及び上益城地域WG（R1.9.24等開催）の協議概要は以下のとおり。

分野	目指すべき方向性	
	熊本市	上益城
初期救急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅当番医について、医師会ごとの当番回数に差がある。</li> <li>・休日夜間急患センターとして対応している熊本地域医療センターにおいて、出動協力医の確保が年々困難となっている。</li> <li>・患者像の変化に対応できるスタッフ確保が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の数が不足しており、夜間の初期救急への対応が困難。</li> </ul>
公衆衛生分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校医：広範囲に点在する小規模な学校を1人で担当するケースもあり、負担が生じている地域がある。</li> <li>・予防接種：現在確保できている体制を維持していく必要がある。</li> <li>・産業医：働き方改革関連法により、一層の役割が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校医：専門科以外への対応が求められる場面もある。</li> <li>・予防接種：できるだけ多くの医療機関で実施し、負担が偏らないようにする必要がある。</li> <li>・産業医：産業医1人当たりの事業者数は県平均を上回っている。</li> </ul>
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療の需要が一層高まることが想定されるため、関係各所の連携を深めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の在宅医療に対応できていない部分がある。</li> </ul>

上記のWG結果を踏まえ、熊本・上益城地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「初期救急（在宅当番医・出動協力医等）」、「学校医」、「予防接種」、「産業医」、「在宅医療」の5項目とする。

# 協力意向の確認に係る運用について

第11回熊本・上益城地域医療構想調整会議  
(令和5年7月27日)資料3※一部修正

(参考)「外来医療機能に係る確認書」

## 【運用開始時期】

令和5年(2023年)9月1日

## 【具体的な方法】

熊本市保健所及び御船保健所において、開業届の提出時に、右の確認書の提出を求める。

## 【意向確認結果の報告】

年1回程度、熊本・上益城地域医療構想調整会議で事務局から報告を実施

熊本・上益城構想区域

外来医療機能に係る確認書

年 月 日

熊本県知事 様  
(熊本市保健所長経由)

開設者 住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

地域で不足する外来医療機能を担うことの意味の有無について、下記のとおり提出します。

医療機関の名称		電話番号	
開設の場所			
開設予定年月日	年 月 日		
管理者	住所		
	氏名	電話番号	
診療に従事する医師の氏名等	氏 名	担当診療科名	診療日又は勤務時間
次の外来医療機能を担うことへの意思	有 ・ 無		
有の場合、担う予定の機能(該当に全て○)	① 初期救急医療(在宅当番医・出動協力医等) ② 学校医 ③ 予防接種 ④ 産業医 ⑤ 在宅医療		
無の場合その理由			

(備考)

(1) 届出内容については、地域医療構想調整会議(外来医療提供体制の協議の場)において共有し、不足する外来医療機能を担う意思がない時には、その理由等について説明を求める場合がある。

(2) 届出内容に変更が生じた場合には、速やかに本様式により報告すること。

## 協力意向の確認結果（R5.9～R6.3）

### （熊本市分）

市町村名	開設医療機関名	開設者	開設日	外来医療機能を担う意思	担う機能					備考（意向なしの理由等）
					初期救急医療	学校医	予防接種	産業医	在宅医療	
熊本市	熊本みなとクリニック 内科・内視鏡内科	岩崎 智仁	R5.9.15	有		○	○		○	
熊本市	ファミリークリニック	一般社団法人芙蓉会	R5.10.1	有			○		○	
熊本市	魚返クリニック	医療法人誠寛会	R5.10.1	有	○	○	○			
熊本市	通町眼科医院	医療法人財団MST会	R5.12.1	有			○			
熊本市	アートルクリニック熊本院	医療法人碧青会	R5.12.16	無						一般内科の保険診療を行う機能を持ち合わせていないため。 （担当診療科：美容外科・美容皮膚科）
熊本市	まえはらクリニック	医療法人優幸会	R6.1.1	有			○			
熊本市	大山皮膚科医院	医療法人社団可愛山会	R6.1.1	有			○			
熊本市	佐田クリニック	佐田 公範	R6.1.1	有	○		○	○	○	
熊本市	まるお皮ふ科アレルギー科	丸尾 圭志	R6.2.1	有	○	○	○		○	
熊本市	伊井産婦人科	医療法人朋岳会	R6.2.1	有	○		○			
熊本市	大江眼科	芳賀 彰	R6.3.1	有	○	○				
熊本市	りんどうクリニック	小田 晶	R6.3.13	有					○	

### （上益城郡分）

市町村名	開設医療機関名	開設者	開設日	外来医療機能を担う意思	担う機能					備考（意向なしの理由等）
					初期救急医療	学校医	予防接種	産業医	在宅医療	
益城町	整形外科桜木クリニック	医療法人陽桜会	R6.3.1	有	○					
益城町	あおい皮ふ科	工藤 淳	R6.3.16	有	○	○	○			
益城町	ましきクリニック	医療法人秀康会	R6.3.25	有	○	○	○			
山都町	伴クリニック	医療法人潤幸会	R6.3.30	有	○	○	○	○		